

消防機関における新型インフルエンザ対策
中間とりまとめ

平成20年9月
消防庁救急企画室

構 成

はじめに

1 消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定に向けて

- (1) 業務継続計画とは
- (2) 業務継続の方針
- (3) 優先継続業務の選定
- (4) 業務継続計画策定のため早急に検討・準備すべき事項

2 新型インフルエンザ疑い感染患者の救急搬送に係る留意点について

資料A 中央省庁業務継続ガイドラインについて〔概要〕

資料B 業務継続計画策定の検討に用いる帳票（例）

資料C 職場における感染防止策（例）

資料D 新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）〔抜粋〕

はじめに

(1) 新型インフルエンザ発生時の被害想定

新型インフルエンザとは、従来人から人への感染が認められていなかったインフルエンザウイルスが、遺伝子変異により、人から人へと容易かつ継続的に感染するようになったものを言う。H5N1 型は鳥類の中でまん延するインフルエンザウイルス（鳥インフルエンザ）の一種が人への感染力を獲得したことが認められたもので、新型インフルエンザ化することが危惧されている。

近年、東南アジアを中心として鳥インフルエンザが流行し、ヒトへの感染・死亡例が報告され、2003 年の発生時から現在に至るまでに、症例数 385 人、死者数 243 人を数えるところであり、死亡率は 5 割を超えている。(WHO 統計)。日本国内においては、ヒトへの感染例は報告されていないが、鳥インフルエンザの発生は年間数件の報告があり、平成 20 年では十和田湖周辺、サロマ湖周辺の衰弱・死亡した白鳥から H5N1 亜型鳥インフルエンザウイルスが検出されている。

仮に新型インフルエンザが発生した場合、日本国内においても罹患者 3200 万人、受診患者 1300~2500 万人、死者が 17 万~64 万人発生すると想定されている。感染の拡大が著しい週には、10 万人都市あたりで一日平均 42.6 人が入院をすると見込まれている。

参考：新型インフルエンザ被害規模想定

	人口 (千人)	罹患者 (千人)	受診 患者 (千人)	患者内訳 (上段:中等 下段:シビア)		一週間の 最大 入院患者 (人/週)
				入院患者 累計(人)	死亡者 (人)	
全国	128,000	32,000	13,000~ 25,000	530,000	170,000	101,000
				2,000,000	640,000	381,000
100 万人 都市	1,000	250	102~195	4,141	1,328	789
				15,625	5,000	2,977
10 万人 都市	100	25	10.2~ 19.5	414	133	79
				1,563	500	298

※ 「新型インフルエンザ対策行動計画(平成19年11月改定)」における受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計に基づき作成

新型インフルエンザによる入院患者・死亡者発生数想定（10万人都市）

分布率	1週目	2週目	3週目	4週目	5週目	6週目	7週目	8週目
		6%	10%	15%	19%	19%	15%	10%
入院患者発生数 (上段：週 下段：一日平均)	94	156	234	298	298	234	156	94
	13.4	22.3	33.4	42.6	42.6	33.4	22.3	13.4
死亡者発生数 (上段：週 下段：一日平均)	30	50	75	95	95	75	50	30
	4.3	7.1	10.7	13.6	13.6	10.7	7.1	4.3

※ シビアケース、流行期間を8週間と仮定

※ CDC Flu Surge の入院患者分布データを参考、外来者・死亡者の分布も同様と仮定

(2) 新型インフルエンザ発生時の救急需要

新型インフルエンザが発生した場合、前述のような大規模での感染と、それにもなう病院の利用件数の拡大が予想され、救急搬送件数についても件数が増加する。現状において、10万人都市での救急出場件数は一日平均11.2件（平成18年度）であるが、新型インフルエンザを罹患した入院患者の全てを救急搬送すると仮定した場合、一日あたり53.8件の搬送を行うこととなる。本件数は、仮定として上記表における入院患者数を平常時の平均搬送数に足しあわせたものであり、実際に新型インフルエンザが発生した場合、救急搬送等の件数は、入院患者だけでなく入院しない発症者についても救急搬送の対象と想定されることから、上記の数値よりもさらに増えるものと考えられ、救急需要の著しい増加が見込まれる。

このような救急需要の増加が突然に発生した場合、日常の救急体制では対応が困難となると予想され、また、新型インフルエンザに関して人間は免疫を持たないため、消防、救急機関の職員についても感染するおそれが高い。よって、新型インフルエンザにより増加した救急需要に対し、平時より少ない救急職員人員で対応を迫られることが想定される。そのため、発生前から救急需要の突然の増加、救急隊員の人員減を前提とする救急搬送体制維持の対策を講じる必要がある。

(3) 新型インフルエンザ対策のための業務継続計画の策定

新型インフルエンザ発生時の救急搬送体制を維持する対策の検討は、新型インフルエンザの発生時期を特定することが困難であることから、消防・救急機関にとっ

て喫緊の課題といえる。

救急搬送体制維持のために、消防機関が現在講じることが出来る対策の一つが、「消防機関における業務継続計画」の策定である。

業務継続計画とは、「被災により機能低下し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、優先実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り、適切な業務執行を行うことを目的とした計画」のことを指す。業務継続計画については、地震等の災害へ備えるために策定されることが多い。

新型インフルエンザ対策としての業務継続計画については、国内において策定している団体は地震のそれと比して少ない。しかしながら、新型インフルエンザについても、感染力の差はあるがその発生は不可避と見込まれており、流行時に必須となる救急業務を担う消防機関においては、その策定が特に求められるところである。

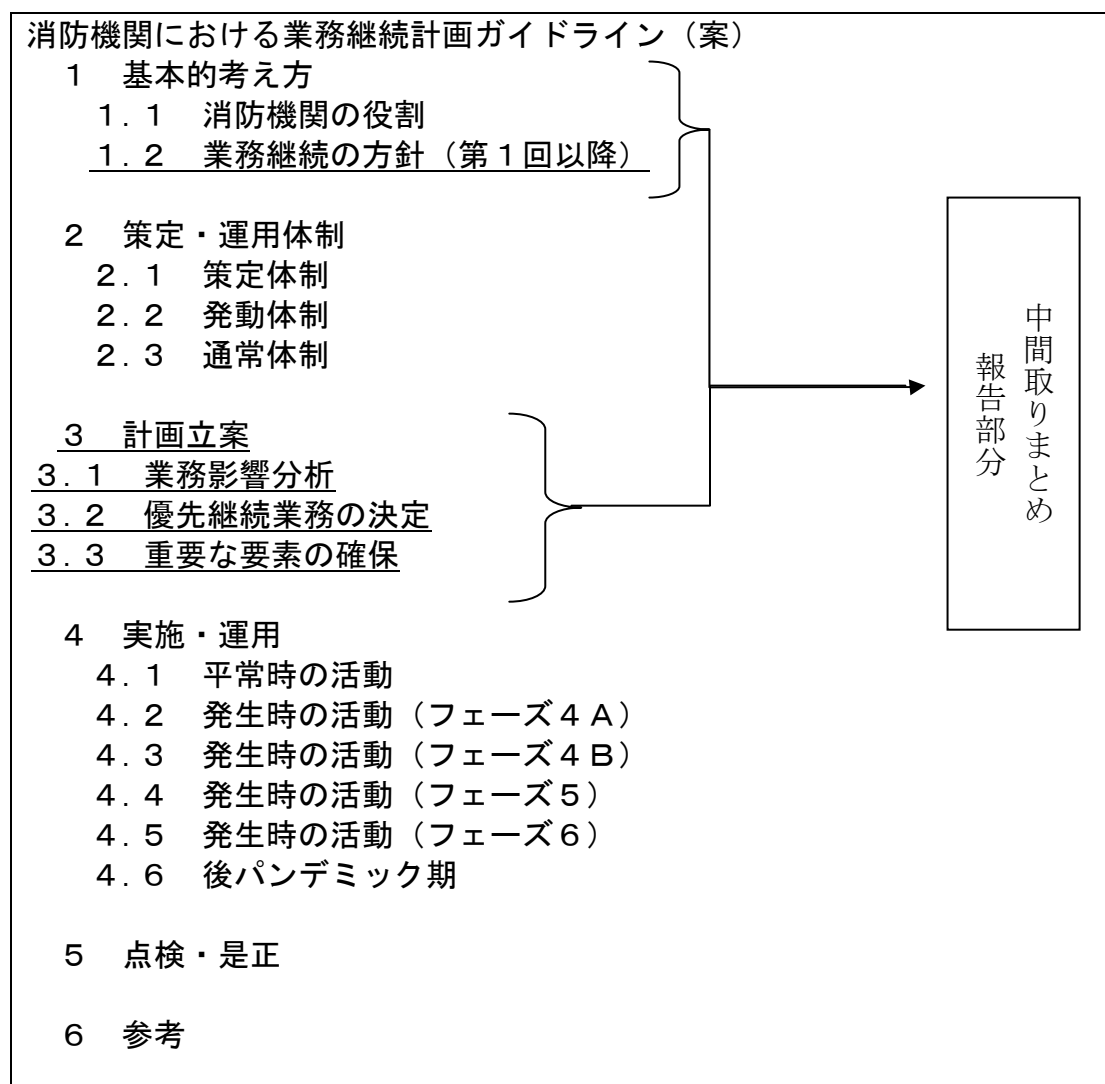
（４）消防機関における新型インフルエンザ対策検討会

現在開催されている、「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会」においては、消防機関における新型インフルエンザ対策の業務継続計画のガイドライン策定を主たる目的とし、検討を行っている。第1回検討会が平成20年6月30日、第2回が平成20年7月31日に開催され、中間の取りまとめを行うに至ったところである。この中間取りまとめについては、「業務継続計画の策定のために早急に検討・準備すべき事項」について報告を行うものであり、業務継続の方針や優先継続業務の決定、また、救急搬送の際に必要な資器材の準備、搬送方法等を具体的に示すことを目的としている。

今後はさらに検討を重ね、増加する119番通報への消防機関の対応や、フェーズ毎の消防機関に求められる業務を選定する。最終的には、平成20年内に消防機関における新型インフルエンザ対策の業務継続計画のガイドラインを提示し、各消防機関における新型インフルエンザ対策の業務継続計画の策定を促進する。

<参考> 業務継続計画ガイドラインの構成（案）

業務継続計画ガイドラインとしては、概ね次のような構成が考えられる（全体像）。



1 消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定に向けて

新型インフルエンザ発生時に消防・救急業務を継続できるよう、消防機関において業務継続計画を策定することが求められる。

業務継続計画を策定に向けて、各消防機関において、まずは業務継続方針を立案し、優先継続業務の選定を行うとともに、幾つかの具体的な事項について検討・準備に着手されたい。

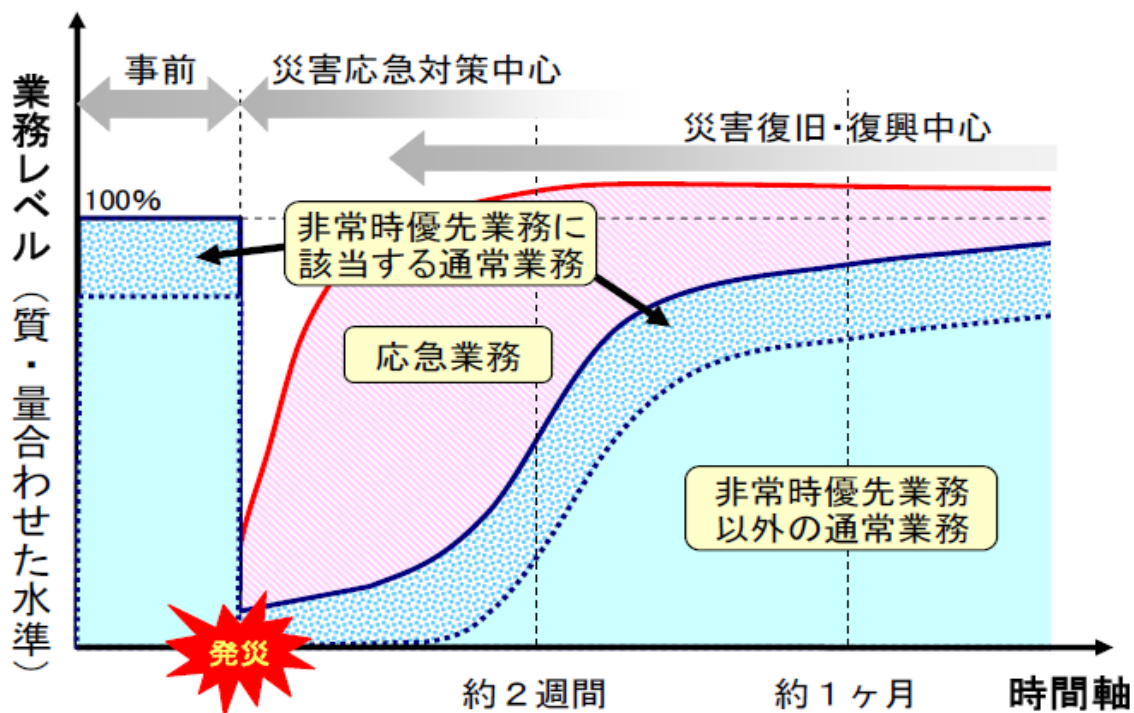
(1) 業務継続計画とは

大規模災害等発生時に、次のような事項をはじめとして、あらかじめ必要な措置を講じることにより、「優先業務」の継続を図るための計画である。

- ① 優先業務を特定しておき、災害時は優先業務継続に注力する
- ② 災害時に必要な資源を確保できるよう検討しておき、予め備蓄等を行っておく
- ③ 指揮命令系統を明確にしておく 等

わが国では地震災害を中心に行政機関及び民間事業者において、業務継続計画の導入が進んでいるが、近年、新型インフルエンザを対象とした業務継続計画についても検討が始められている。(参考：資料A 中央省庁業務継続ガイドラインについて〔概要〕)

図1 業務継続計画のイメージ (地震災害時など)



資料：内閣府「中央省庁業務継続計画ガイドライン第1版」

(2) 業務継続の方針

新型インフルエンザ発生時の消防機関の活動について、基本的な考え方を明らかにしておく。各消防機関においては、次に掲げる業務継続の方針参考に、新型インフルエンザを対象とした業務継続計画を立案する。

○ 職員の感染防止対策の徹底

- ・ フェーズ4 Aで感染防止対策を開始。
- ・ 新型インフルエンザ流行中、勤務可能な職員の確保に努める。
- ・ 例：職員の体温管理、通勤手段の変更、職場での配置見直し等。
- ・ 職員への感染防止教育

○ 新型インフルエンザ流行時における救急業務体制の強化

- ・ フェーズ4 B以降、救急業務体制の強化を図る。
- ・ 例：非常用救急自動車を含めて救急隊を増員、救急隊員の発症に備えて代替要員を確保する等。

○ 新型インフルエンザ流行時における消火・救助業務体制の維持

- ・ フェーズ4 B以降、消火・救助業務体制の維持を図る。

○ 新型インフルエンザの流行状況に応じた業務体制の縮小・停止

- ・ フェーズ4 B～6 Bで段階的に縮小・停止する業務を予め特定しておく。
- ・ 縮小・停止する業務に普段従事している職員は他業務の強化（代替）要員等とする。

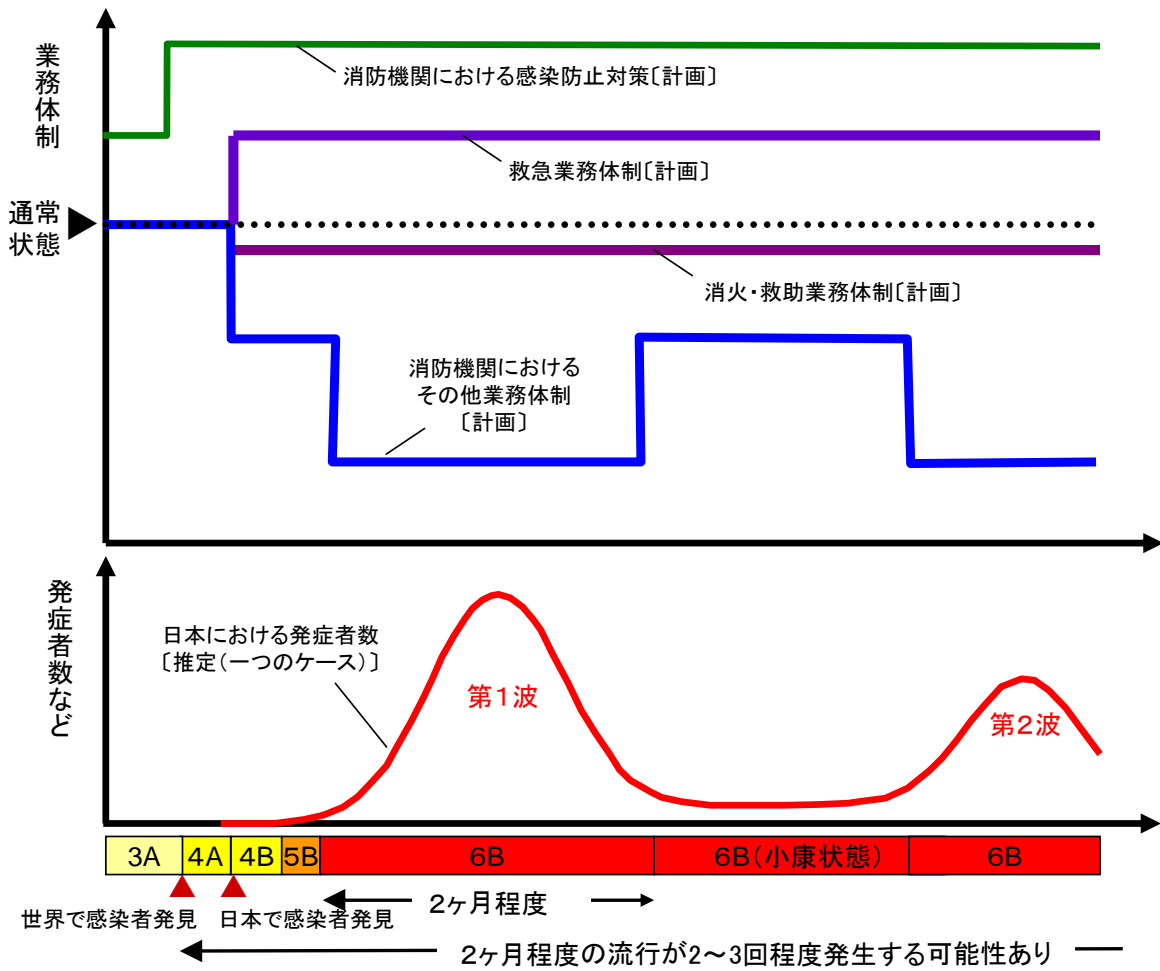
○ 消防機関内での新型インフルエンザ流行を念頭に置いた業務・人員体制の立案

- ・ 救急業務及び消火・救助業務を継続できるように代替要員等を用意しておく。

(補足) 新型インフルエンザ発生段階 (フェーズの考え方)

- 0) フェーズ3 A 国外において、鳥-ヒト感染が認められた場合 (現在)
- 1) フェーズ3 B 国内において、鳥-ヒト感染が認められた場合
- 2) フェーズ4 A 国外において、(小規模な) ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 3) フェーズ4 B 国内において、(小規模な) ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 4) フェーズ5 A 国外において、(中規模、複数の) ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 5) フェーズ5 B 国内において、(中規模、複数の) ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 6) フェーズ6 A 国外において、感染が拡大した場合
- 7) フェーズ6 B 国内において、感染が拡大した場合 (パンデミック期)
- 8) フェーズ6 B (小康状態) 国内において大流行の波が一旦収束しているが、第2波、第3波が到来する可能性がある状態

図2 消防機関における業務継続計画のイメージ（新型インフルエンザ発生時）



(3) 優先継続業務の選定

新型インフルエンザ発生時には、特定の業務に対する需要が増加し、業務を担う人材・資器材や環境が制約を受けることが想定される。業務継続計画では、新型インフルエンザ発生時においても優先して継続すべき業務を絞り込んでおき、実際に新型インフルエンザが発生した際には、優先継続業務に人材・資器材を注力できるようにしておくことが要点となる。

各消防機関は、それぞれの業務をリストアップし、以下に示す「優先業務継続業務選定のポイント」及び「消防機関における業務の優先度区分」を参考に、新型インフルエンザ発生時の業務の優先付けを行う。この優先付けを元に、新型インフルエンザ発生時の人員計画に反映させる。

参考として、新型インフルエンザ発生時の消防機関における業務の優先度区分(例)を表1～2に掲げる。

- 優先継続業務選定のポイント
 - ・ 救急業務は、需要が増加すると予想されるため、最優先で継続する。
 - ・ 消火・救助業務は、通常どおりの体制を維持する。
 - ・ その他の業務については継続の必要性を判断の上、縮小・停止する。
 - ・ 優先度の低い業務に従事している職員は、救急業務や消火・救助業務へシフトしたり、消防機関内での流行に備えて自宅待機したりする。

消防機関における業務の優先度区分

優先度	内容
S	フェーズ4B～6Bの間、強化する業務 ○ 感染防止対策を講じつつ、救急業務体制を強化・確保するための業務
A	フェーズ4B～6Bの間、通常維持する業務 ○ ほぼ通常どおりの消火・救助業務体制を継続するための業務
B	フェーズ4B～6Bの間、縮小する業務 ○ 火災予防・中長期的な消防計画に関する業務など(新型インフルエンザ発生時に需要が減るなどの理由で縮小可能なもの)
C	フェーズ4Bで縮小、フェーズ6Bで停止する業務 ○ その他の業務(2ヶ月間程度停止しても、その後の回復が可能なもの)

表1 消防機関における業務の優先度付け（例）（優先度区分別）

優先度	区分	業務	新型インフルエンザ発生時に想定されること
S	消防長		全体統括
		次長	
	総務関連	局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること	状況に応じた人員計画の遂行、職員の感染予防対策の実施
		局の所管する施設の維持管理に関すること（通信施設は後掲）	局施設内における感染防止対策の強化
		消防資器材に関すること	個人防護具の調達、器具の消毒、資器材確保等
		燃料に関すること	燃料の確保等
	警防関連	指令管制業務及び通信体制並びに情報施設の管理に関すること	指令業務への対応、衛生主幹部局への連絡調整等
		救急医療情報の収集に関すること	発生状況の把握、搬送先医療機関の情報収集等
		非常警備及び職員の非常招集に関すること	人員計画の遂行、他災害発生時の非常警備等
		救急業務に係る企画及び調査に関すること	衛生主幹部局や医療機関との連絡調整等
		救急隊の運用・出場に関すること	救急業務
		消防相互応援に関すること	職員が大量に感染した場合の広域応援等

優先度	区分	業務	新型インフルエンザ発生時に想定されること
A	総務関連	関係諸機関との連絡及び渉外並びに消防広報に関すること	消防団への周知・連絡、自治会等を通じた市民への周知・広報（不要不急の救急要請を控える等）
		火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関すること	火災原因及び危険物流出事故の原因調査
	警防関連	航空消防に関すること	航空隊の運用
		災害現場の指揮及び活動支援並びに現場広報に関すること	
		通信施設及び電子計算システムに関すること	通信施設及び情報システムの保守等
		火災警報に関すること	
		消防・救助隊の運用に関すること	消防・救助業務
B	予防関連	消防対象物の査察、違反是正、防火管理その他火災予防に係る規制及び指導に関すること	流行時に査察を自粛
		建築確認等の同意及び指導に関すること	申請状況に応じて対応
		前各号に定めるほか、消防法、石油コンビナート等災害防止法、火災予防条例その他火災に関すること	

優先度	区分	業務	新型インフルエンザ発生時に想定されること
B	警防関連	消防力の運用及び警防施策の総合的企画に関すること	
		救助業務に係る企画及び調査に関すること	
		警防体制、警防活動及び警防業務に係る計画に関すること	
C	総務関連	他の部及び学校の主管に属しないこと	
	予防関連	火災予防に係る企画及び調査に関すること	
		防火、防災意識の高揚及び普及啓発に関すること	
		自主防災組織等の育成及び指導に関すること	
		予防関係法令等の施行に関すること (ただし、他の部の所管に属するものを除く)	
	消防学校	消防職員の教育訓練及び教養に関すること	
		防災研究及び消防用設備の研究開発に関すること	
危険物等の試験及び鑑定に関すること			

注：あくまで一例であり、業務及び優先度を当該表のとおりに分けなければならないというものではない。

表2 消防機関における業務の優先度付け（例）（業務区分別）

業務区分	業務	新型インフルエンザ発生時に想定されること	優先度
消防長		全体統括	S
次長			S
総務 関連	局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること	状況に応じた人員計画の遂行、職員の感染予防対策の実施	S
	局の所管する施設の維持管理に関すること（通信施設は後掲）	局施設内における感染防止対策の強化	S
	消防資器材に関すること	個人防護具の調達、器具の消毒、資器材確保等	S
	燃料に関すること	燃料の確保等	S
	関係諸機関との連絡及び渉外並びに消防広報に関すること	消防団への周知・連絡、自治会等を通じた市民への周知・広報（不要不急の救急要請を控える等）	A
	他の部及び学校の主管に属しないこと		C
予防 関連	消防対象物の査察、違反是正、防火管理その他火災予防に係る規制及び指導に関すること	流行時に査察を自粛	B
	建築確認等の同意及び指導に関すること	申請状況に応じて対応	B
	前各号に定めるほか、消防法、石油コンビナート等災害防止法、火災予防条例その他火災にすること		B

業務区分	業務	新型インフルエンザ発生時に想定されること	優先度
	火災予防に係る企画及び調査に関すること		C
	防火、防災意識の高揚及び普及啓発に関すること		C
	自主防災組織等の育成及び指導に関すること		C
	予防関係法令等の施行に関すること（ただし、他の部の所管に属するものを除く）		C
警防関連	指令管制業務及び通信体制並びに情報施設の管理に関すること	指令業務への対応、衛生主幹部局への連絡調整等	S
	救急医療情報の収集に関すること	発生状況の把握、搬送先医療機関の情報収集等	S
	非常警備及び職員の非常招集に関すること	人員計画の遂行、他災害発生時の非常警備等	S
	救急業務に係る企画及び調査に関すること	衛生主幹部局や医療機関との連絡調整等	S
	救急隊の運用・出場に関すること	救急業務	S
	消防相互応援に関すること	消防職員が大量に感染した場合の広域応援等	S
	火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関すること	火災原因及び危険物流出事故の原因調査	A

業務区分	業務	新型インフルエンザ発生時に想定されること	優先度
	航空消防に関すること	航空隊の運用	A
	災害現場の指揮及び活動支援並びに現場広報に関すること		A
	通信施設及び電子計算システムに関すること	通信施設及び情報システムの保守等	A
	火災警報に関すること		A
	消防・救助隊の運用に関すること	消防・救助業務	A
	消防力の運用及び警防施策の総合的企画に関すること		B
	救助業務に係る企画及び調査に関すること		B
	警防体制、警防活動及び警防業務に係る計画に関すること		B
消防学校	消防職員の教育訓練及び教養に関すること		C
	防災研究及び消防用設備の研究開発に関すること		C
	危険物等の試験及び鑑定に関すること		C

注：あくまで一例であり、業務及び優先度を当該表のとおりに分けなければならないというものではない。

(4) 業務継続計画策定のため早急に検討・準備すべき事項

消防機関において、新型インフルエンザ発生初期段階であるフェーズ4 Bに備えるため、業務継続計画を策定するに際し早急に検討・準備すべき事項を以下に示す。

① 人員計画の検討

新型インフルエンザ発生時に、救急業務を拡充しつつ、消防・救急業務を維持できるように、あらかじめ人員について把握し、状況に応じた配置等について対応を検討しておく必要がある。

- 新型インフルエンザ発生時に、救急業務体制を拡充しつつ消火・救助業務体制を維持するための人員計画の立案
 - 有資格者等の把握
 - ✓ 救急隊員として活動できる人員数
 - ✓ 救助隊員として活動できる人員数
 - ✓ 大型免許所持者
 - 新型インフルエンザ発生時に想定される勤務形態に及ぼす影響の把握
 - ✓ 本人及び家族の感染、感染疑いによる人員数の減
 - ✓ 通勤手段の変更に伴う通勤時間の増加
 - ✓ 共働き世帯における出勤対策
 - ※ インフルエンザ発生時には休園・休校が想定
 - 新型インフルエンザ発生時の勤務体制の検討
 - ✓ 状況に応じた交代制の組み替え
 - ✓ 自宅待機で対応できる業務
 - 状況に応じて縮小する業務、優先される業務の把握
 - ✓ 状況に応じて振り分けられる人員数
 - 救急業務の拡充の検討
 - ✓ 非常用救急車の運用を念頭に置いた必要な人員配置
 - 新型インフルエンザ発生時における指導医の確保体制の検討

(参考：資料B 業務継続計画策定の検討に用いる帳票 (例))

② 装備・資器材等確保計画の検討

新型インフルエンザ発生時に、必要な装備・資器材等を確保できるよう、あらかじめ装備・資器材等について把握し、対応を検討しておく必要がある。

- 新型インフルエンザ発生時に、確保が困難になると予想される装備・資器材等を確保するための計画の立案
- 消防・救急業務全般に必要な装備・資器材等のリスト化・把握
- 新型インフルエンザ発生時に確保が困難になると予想される装備・資器材等の抽出
 - ✓ 消耗品（定期的な購入品）、定期的なレンタル品
 - ✓ 定期的に委託している業務サービス
（具体例）
 - ✓ 搬送に必要な装備・資機材
 - ✓ 燃料
 - ✓ 毛布等のクリーニング（救急車内で使用するものや宿直用寝具等）
 - ✓ 感染性廃棄物の処置
 - ✓ 食事
 - ✓ 署内の清掃
- 備蓄の検討
- 調達先・委託事業者の状況把握・調整検討
 - ※ 大流行は2ヶ月続くと考えられており、この間、一般の事業者は休業することが想定される
- 代替措置の検討
 - ✓ 洗濯、調理、清掃等の職員での対応
 - ✓ 廃棄物を保管しておける倉庫等場所の確保

（参考：資料B 業務継続計画策定の検討に用いる帳票（例））

③ 感染防止計画の検討

新型インフルエンザ発生時において、消防機関内で新型インフルエンザの感染を防止できるよう、あらかじめ感染の生じる可能性がある環境について把握し、対応を検討しておく必要がある。

□ 新型インフルエンザ発生時に、消防機関内における新型インフルエンザ感染を防止するための計画の立案

□ 季節性インフルエンザの予防接種の励行

※ 新型インフルエンザの初期症状は、季節性インフルエンザと鑑別がつきにくい可能性があるため。

□ 咳エチケット、うがい、感染防止上適切な手洗いの励行

※ 咳エチケット

(参考：厚生労働省HP <http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>)

- 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

□ 新型インフルエンザ発生時における感染防止対策の検討

□ 職員、家族の健康管理体制の検討

- ✓ 職員の体調管理体制（出勤前や職場で体温等健康状態について把握）
- ✓ 家族における感染、感染疑いの把握体制

□ 職員同士の感染が生じる可能性がある環境の把握

- マスク使用、距離を2m程度保つ、又は間仕切りで区切る等、対策の検討
 - ✓ 仮眠室におけるベッドの配置
 - ✓ 消防車等車内
 - ✓ 執務室の職員の座席配置

(参考) プレパンデミックワクチンの接種やインフルエンザ薬の予防投与については、別途、内閣官房・厚生労働省で検討中。

(参考：資料C 職場における感染防止策(例))

④ 増大する119番通報への対応計画の検討

新型インフルエンザ発生時において、市民からの患者搬送要請や問合せ等のた

めに119番通報の増大が想定される中、火災等の通報に適切に対応できるよう、あらかじめ各地方自治体の新型インフルエンザに対する取組み等を把握し、対応を検討しておく必要がある。

- 新型インフルエンザ発生時に、増大が予想される119番通報に対応するための計画の立案
 - 地方公共団体の取組みの把握
 - ✓ 都道府県、市町村の新型インフルエンザに関する計画等
 - ✓ 発熱相談センター等、適切な相談窓口
 - 救急需要対策についての市民への周知・広報体制の検討
 - ✓ 広報誌の利用

⑤ 関係機関との連携

新型インフルエンザ発生時において、関係機関と円滑な連携体制を構築できるよう、あらかじめ関係機関の役割や連絡先について把握し、対応を検討しておく必要がある。

- 新型インフルエンザ発生時に、関係機関と円滑な連携体制を構築するための計画の立案
 - 情報提供、報告先の把握
 - ✓ 消防関係機関（市町村 ↔ 都道府県 ↔ 消防庁）
 - ✓ 衛生主管部局等関係機関
 - 衛生主管部局の対策の把握
 - ✓ 新型インフルエンザ発生時の患者搬送先（発熱外来、適切な医療機関）
 - ✓ 衛生主管部局による患者搬送体制に係る取組み
 - 地域の実情に応じた連携体制の検討
 - ✓ 国際空港、国際港周辺

2 新型インフルエンザ感染疑い患者の救急搬送に係る留意点について

新型インフルエンザに感染している疑いがある患者を救急搬送する場合の留意点を以下に示す。

(1) 患者搬送に必要な器材

用途	物品	留意点
感染防護具 (1回の搬送ごとに交換)	感染防止衣(上・下)	<ul style="list-style-type: none"> ・水を通さない材質 ・通常救急隊が、スタンダードプレコーションで使用している感染防止衣でよい(つなぎ服である必要はない) ※ なお、80度10分間以上の熱水消毒と乾燥を行う等、十分に清潔にし、その行程に耐えうる感染防止衣を使用する場合には、再使用を否定するものではない
	手袋	<ul style="list-style-type: none"> ・水を通さない材質 ・手指にフィットするもの ・搬送中であっても、汚染が明らかになった時点で交換
	N95マスク	
	ゴーグル	<ul style="list-style-type: none"> ・患者由来の液体が目に入らないように防御 ・救急搬送後、十分な消毒を行った場合には再使用可能
拡散防止	サージカルマスク	<ul style="list-style-type: none"> ・患者が使用
消毒	手指消毒用アルコール製剤	次項「新型インフルエンザウイルスの消毒」参照
	車内・資器材等消毒剤	
	清拭用資材(タオル、ガーゼなど)	
その他	感染性廃棄物処理容器	

参考：新型インフルエンザウイルスの消毒

1) 器材

80°C、10 分間の熱水消毒

0.05~0.5w/v% (500~5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭または 30 分間浸漬
2w/v~3.5w/w%グルタラールに 30 分間浸漬

0.55w/v%フタラールに 30 分間浸漬

0.3w/v%過酢酸に 10 分間浸漬

70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールで清拭・浸漬

2) 環境

0.05~0.5w/v% (500~5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭
消毒用エタノールで清拭

70v/v%イソプロパノールで清拭

3) 手指消毒

速乾性擦式消毒用アルコール製剤（使用量は製剤の使用説明書を参照）

出典：厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議
医療施設等における感染対策ガイドライン

(2) 感染防御具着脱のポイント

【着衣】

① 感染防止衣を着る。

② N95マスクを装着する（鼻、口、あごを覆う）。

下側のゴムバンドを先にあごから額に持ち上げ、後頭部に固定し、上側のゴムバンドも同様に後頭部に回して固定する。可変式の鼻部分を鼻梁の上にフィットさせ、ゴムバンドで頭にしっかり固定し、フィットするよう調節する。

※ フィットチェック：

吸気でマスクが凹むことを、呼気で顔周囲の空気の漏れがないかチェックする。

③ ゴーグルを装着する。

ゴーグルは目を覆うように取り付け、イヤピースかヘッドバンドで頭にしっかりと固定する。

④ 手袋をつける（ガウンの袖の上に装着する）。

【脱衣】

前部の外側及び感染源に触れた可能性のある部分は汚染しているものとして扱う。基本的に、防護具の内側及び背部の外側は清潔。

① 感染防止衣を脱ぐ

汚染されている外側を、内側に巻き込むようにして、たたむ。

※ 感染防止衣によって正しい脱ぎ方が異なるため、確認する。

※ ガウンタイプのもの等、手袋をはめたまま脱がなくていい防護衣を使っている場合には、汚染の度合いが最も高いことが想定される手袋を最初に脱ぐ。

② 手袋を脱ぐ。

・ 手袋をはめている手で、もう一方の手の手袋の縁の外側をつまみ、内外反対になるように脱がし、脱がした手袋を、手袋をはめている手でそのまま握る。

・ 手袋を外した手の人差し指を、もう一方の手にはめている手袋の下に滑り込ませ、内外反対になるように、また、先に外した手袋を巻き込んでバッグを作るようにして脱がす。（内側が外側になった手袋の中に、もう一つの手袋が入れられた形となる。）

③ ゴーグルを外す

イヤピースかヘッドバンドをつまみ顔から外す。

④ N95マスクを外す

下側のゴムバンドを頭の上に持ち上げて外し、次に上のゴムバンドを持ち上げて外す。

※ 感染防護具を外した時点ですぐに手洗いをを行う。すぐに手洗いを行えない場合には、速乾性手指消毒剤を用いて手指消毒を行う。状況に応じて、携帯式の

速乾性手指消毒剤を所持することが望ましい。

(3) 救急隊の対応のポイント

(119番通報受信時)

- 119番通報受信時は、海外渡航歴の有無、発熱・咳・のどの痛み等のインフルエンザ様症状の有無、救急現場の汚染状況(嘔吐の有無等)を可能な範囲で聴取する。
- 新型インフルエンザ感染か否かの診断をできるものではないことから、強制できるものではないが、発熱相談センター等適切な窓口が設置されている場合には、新型インフルエンザ感染の疑いがある通報者に対し、当該窓口へ連絡するよう促す。

(搬送先の決定)

- 各フェーズに応じて、新型インフルエンザの感染患者に対応する医療機関等を都道府県等の衛生主管部局が設定することとなっている。そのため、新型インフルエンザの感染が疑われた場合、どの医療機関に搬送すべきかについては、衛生主幹部局と調整しておく。
- ※ 初期の段階での対応としては、救急隊が現場出場している間に、衛生主管部局で医療機関を選定するといった連携体制を、事前に構築しておくことも考えられる。

(救急搬送の実施)

- 患者へは基本的にサージカルマスクを着用させる(気管挿管されている場合等を除く)
- 患者家族は同乗させない。
- 救急搬送中は、換気扇の使用や窓を開放するなどにより、換気を良好にするように努める。
- 搬送中は周囲の環境を汚染しないように配慮し、特に汚れやすい手袋に関しては汚染したらすぐに交換する。手袋交換の際は手指消毒を行なう。
- 搬送する患者が、新型インフルエンザに感染している疑いがある患者であることを搬送先の医療機関にあらかじめ告げ、必要な感染対策を患者到着の前にとれるようにする。
- 搬送する段階で、新型インフルエンザ感染を全く疑わずに搬送を終了し、のちに患者が新型インフルエンザであると判明した場合は、速やかに保健所等に連絡し、「積極的疫学調査ガイドライン」に従った搬送従事者(場合によっては、濃厚接触者である家族、消防署の職員を含む。)の健康観察等、対応を求める。

(資器材等の廃棄)

- 使用した防護具の処理を適切に行なう。特に脱いだマスク、手袋、ガウン等は汚染面を内側にして、他へ触れないよう注意しながら対処し、感染性廃棄物として処理する。

(救急車)

- 救急車内の対応として、以下いずれかの対応が考えられる。
 - ・ 運転席の部分と、患者収容部分を仕切る。仕切りがない場合には、ビニルなどの非透水性の資材を用い、一時的にカーテン状に囲い運転席側への病原体の拡散を防ぐ。
 - ・ 特に仕切ることなく、運転席も含め、換気扇の使用や窓を開放するなどにより、換気を良好にする。
- 消毒等行う前に、まず、十分に救急車を開け放し、換気をよくする。可能であれば、患者を降ろした後、ドアを閉めてしまうことなく、十分な換気を図る。
- 患者搬送後の消毒については、可能であればストレッチャーを外に出し、車内スペースを広くし、目に見える汚染に対して次亜塩素酸ナトリウム水溶液またはアルコールにより清拭・消毒する。ただし、手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を実施する。

なお、患者搬送後の消毒は、患者搬送時に使った感染防護具を外し、手洗い又は手指消毒を行ったあと、改めてサージカルマスクや手袋等の感染防護具を着用して行うことが望ましい。

(アイソレータの使用)

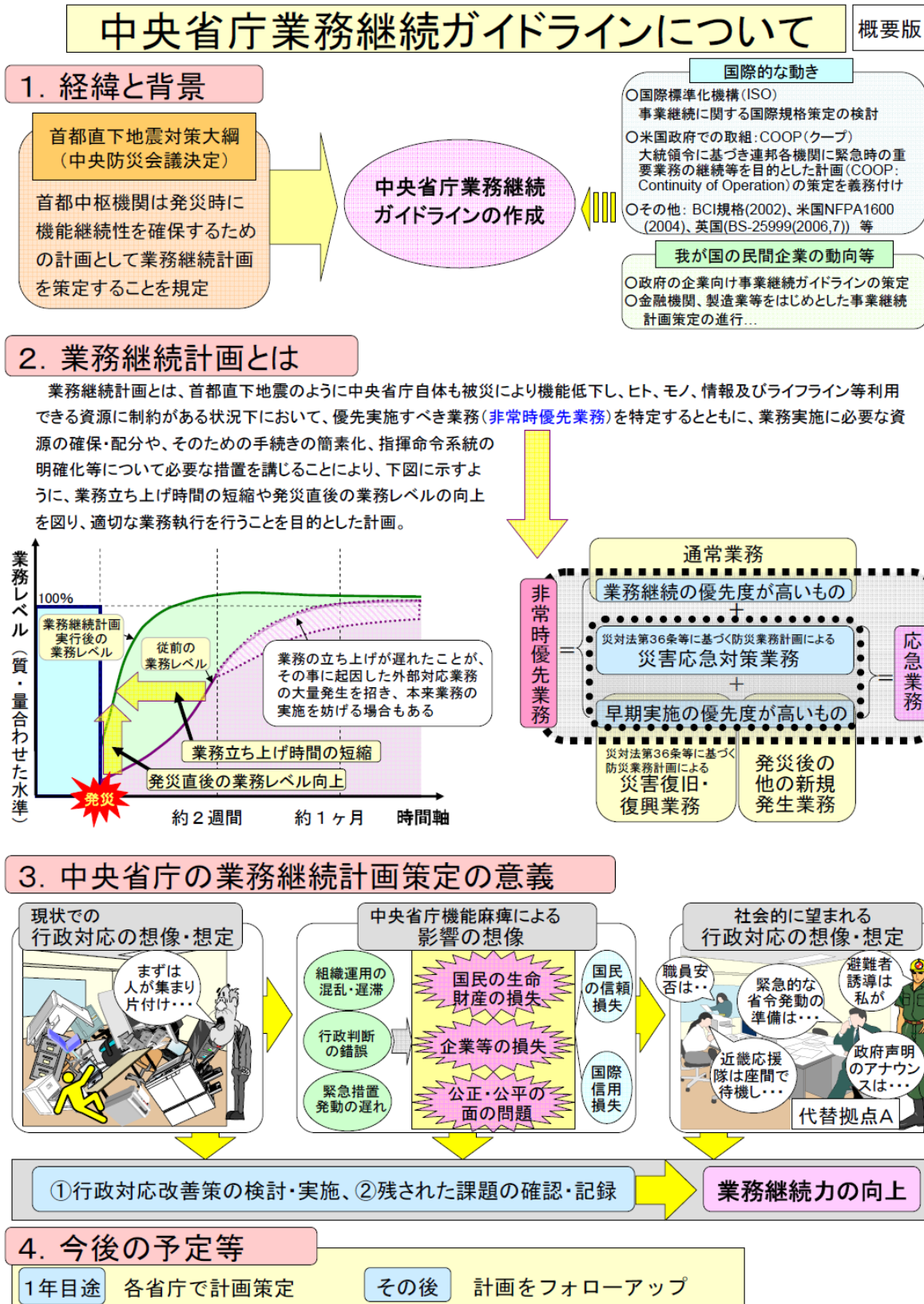
- アイソレータの使用は不要である。

(靴カバーの使用)

- 転倒リスクの他に、使用した靴カバーを外す際に、手指が汚染されるリスクが懸念されることから、靴カバーの使用は不要である。(これまでに通常のインフルエンザが靴から感染したという報告はない)。

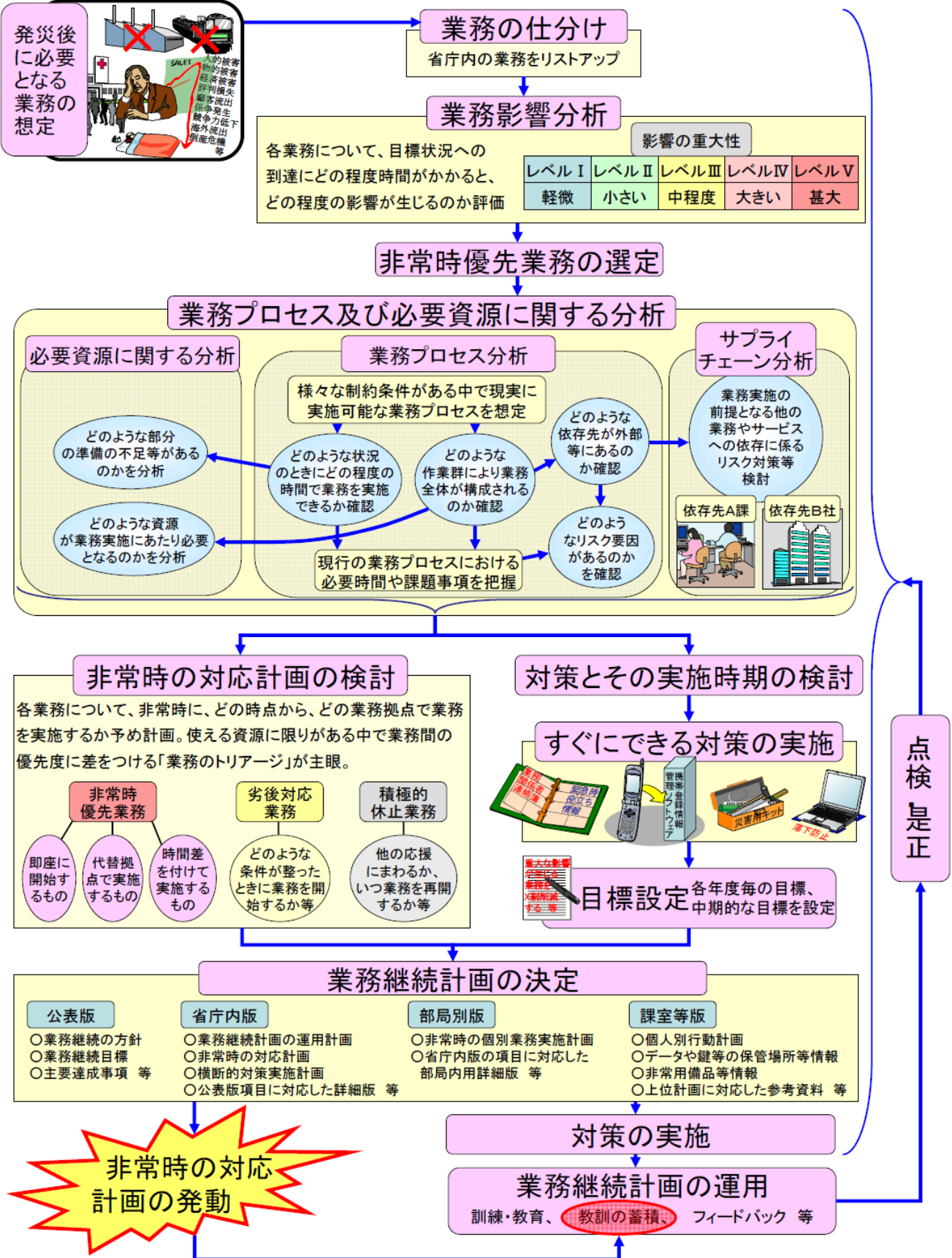
資料A 中央省庁業務継続ガイドラインについて〔概要〕¹

・本ガイドラインは地震が主な対象であるが、業務継続計画の考え方等の参考にされたい。



¹ 内閣府(防災担当)「中央省庁業務継続ガイドライン～首都直下地震への対応を中心として～」(平成19年6月)(<http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku/index.html>)

5. 中央省庁業務継続ガイドラインに基づく作業の流れ

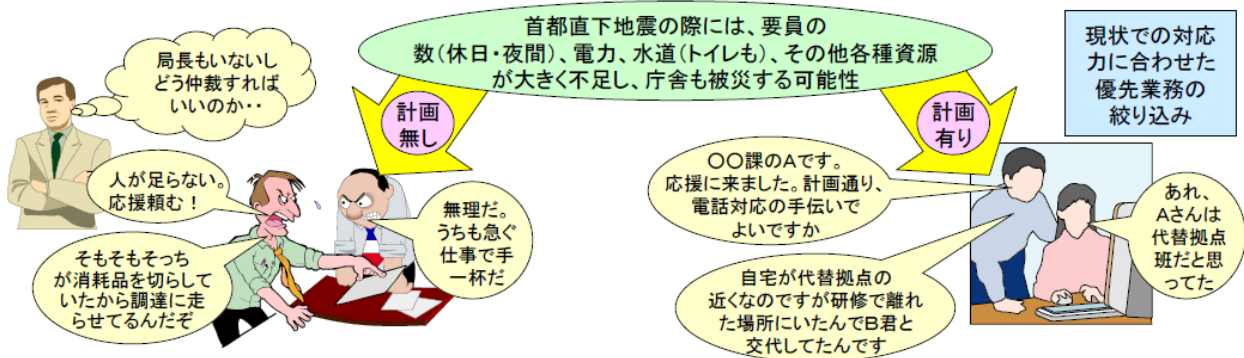


6. 業務継続計画策定のポイント

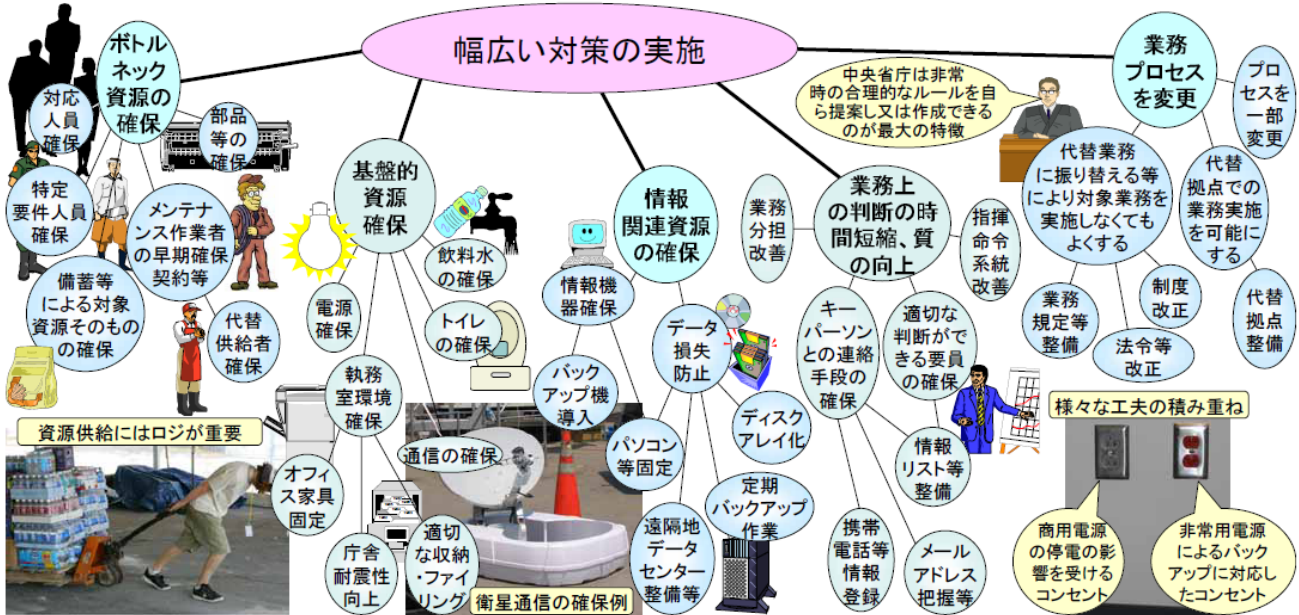
① 様々な事態の発生を想定した計画策定



② 非常時の優先業務と役割分担の明確化



③ 「ルールの変更」も含めた幅広い対策の検討・実施



資料B 業務継続計画策定の検討に用いる帳票（例）

- ・ 職員ごとに救急、消火・救助、通信指令への勤務が資格及び経験上、可能かどうかを把握・整理しておく。
- ・ 通勤手段や共働き等の理由で出勤困難となる職員を事前に把握・整理しておく。

〔様式例 1〕 職員の勤務条件に関する把握・整理

- ・ 消防機関の全ての職員について把握・整理を行う。
- ・ 各職員が、新型インフルエンザ発生時に出勤することの支障がありそうかを把握する。
- ・ 各職員が、救急、消火・救助、通信指令への代替勤務が資格及び経験上、可能かどうかを把握する。

職級	氏名	現業務 (所属)	出勤可能性		代替要員*3			資格・職歴*4		
			通勤に関する支障*1	家族に関する支障*2	救急	消火救助	通信指令	救急	消火救助	通信指令
司令補	消防 太郎	予防課	—	×	○	○	—	旧救急Ⅱ課程修了	平成 15-16 年度に勤務あり	

*1：×＝支障あり（例：通常、満員電車や満員バスを用いて通勤している。遠方である徒歩による通勤は無理、かつ自家用車等を保有しておらず他の通勤手段がない。新型インフルエンザ発生時、満員電車や満員バスによる通勤は感染リスクが高いため避けるべきである。）

*2：×＝支障あり（例：新型インフルエンザ発生時、小中学校や保育所・幼稚園が休みとなったり、一部の福祉サービスが停止したりすることが考えられる。小さな子を持つ共働き世帯の場合、出勤できるよう対応策を検討しておく必要がある。）

*3：○＝代替可能

*4：代替可能かどうかの根拠として、資格・職歴を記入。

〔様式例2〕確保が必要な装備・資器材等の整理

- ・救急、通信指令、消火・救助の業務にそれぞれ必要な装備・資器材及び保守業者等を洗い出す。
- ・新型インフルエンザ発生時、これらの装備・資器材及び保守業者が調達・操業可能かどうかを検討し、必要に応じて備蓄や内製等の対策を講じる。

区分	消耗品・資器材、 保守業務	調達・保守 間隔（時期）	調達・委託業者	2ヶ月間、業者 休業時の対応策
全般	消防・救急車両の燃料			
	小型動力機の燃料			
	消防ヘリの燃料			
	隊員の食事（日勤／宿直）			
	隊員服や宿直寝具等のクリーニング			
	清掃（執務室・トイレ）			
	医療廃棄物の処理			
救急 隊 運用	医薬品			
	消毒剤 ・次亜塩素酸ナトリウム ・イソプロパノール、エタノール ・速乾性手指消毒剤			
	医療用機器の保守			
	感染防御具 ・感染防止衣 ・N95 マスク ・ゴーグル ・フェイスシールド、ガブール手袋			
	サージカルマスク（患者用）			
	その他消耗品 （ ）			
消防 隊 運用	消火剤			
	その他消耗品 （ ）			
救助 隊 運用	消耗品 （ ）			
通信 指令	情報通信システムの保守			

注：消防機関において本表を適宜改編して、確保が必要な資器材や保守業務を整理されたい。

資料C 職場における感染防止対策（例）

- ・ 消防機関内で感染を予防・拡大防止するための対策を立案し実行する。
- ・ また、消防機関内で発症者が出た場合に備えて、その対応方法を取り決めておく。

（1）職場における感染防止対策

感染防止対策の例を示す。消防機関の実態を踏まえ、採否や他の方法を検討されたい。

①入館管理

- ・ 職員は毎日の出勤時に体温チェックを行う。
- ・ 委託業者、来客についても入館時の体温チェックへの協力を要請する。

②執務室

- ・ 机間の距離を空ける（可能であれば2m以上）、又はパーティションで区切る。
- ・ 対面の会議を避ける。
- ・ 執務中にマスク（サージカルマスク）を着用する。
- ・ 清掃・消毒を励行する。
- ・ 来客が立ち入る区画を限定する。応対者はマスクを着用し、相手との距離を保つ。

③食堂等

- ・ ある時間帯に職員が集中しないよう時差制をとる。
- ・ 清掃・消毒を励行する。

④仮眠室

- ・ 入室前に体温チェックを行う。
- ・ ベッド間の距離を空ける（可能であれば2m以上）、又はパーティションで区切る。
- ・ シーツ類を利用者ごとに用意したり、利用者が変わるごとに洗濯したりする。
- ・ 仮眠中にマスク（サージカルマスク）を着用する。
- ・ 清掃・消毒を励行する。

仮眠室



執務室



救急車



パーティション付き仮眠室



滅菌装置



シャワー室



(2) 消防機関内で発症者が出た場合の措置

対応する作業班員及び対応手順を予め取り決めておく。

①発症者への対応

- ・作業班員（感染防御具を装着、消防署や庁舎ごとに予め指名）が、発熱相談センター（保健所が設置）に連絡する。
- ・作業班員は、発症者を消防機関の連絡車等により、発熱相談センターから指示された医療機関に連れて行く。（パンデミック時で発熱相談センターに連絡がつかない場合、独自の判断で発熱外来等に連れて行く。）

②濃厚接触者の自宅待機等

- ・発症者が救急隊員や消火・救助隊員の場合、濃厚接触（例：2 日前以降、一緒に出動した）の可能性のある隊員を発熱相談センターの指示により自宅待機等（10 日間以内）させる。
- ・発症者がその他業務の職員の場合、職場の感染防止対策の実施状況を踏まえ、濃厚接種の可能性ある職員を特定し自宅待機等させる。

③職場等の消毒

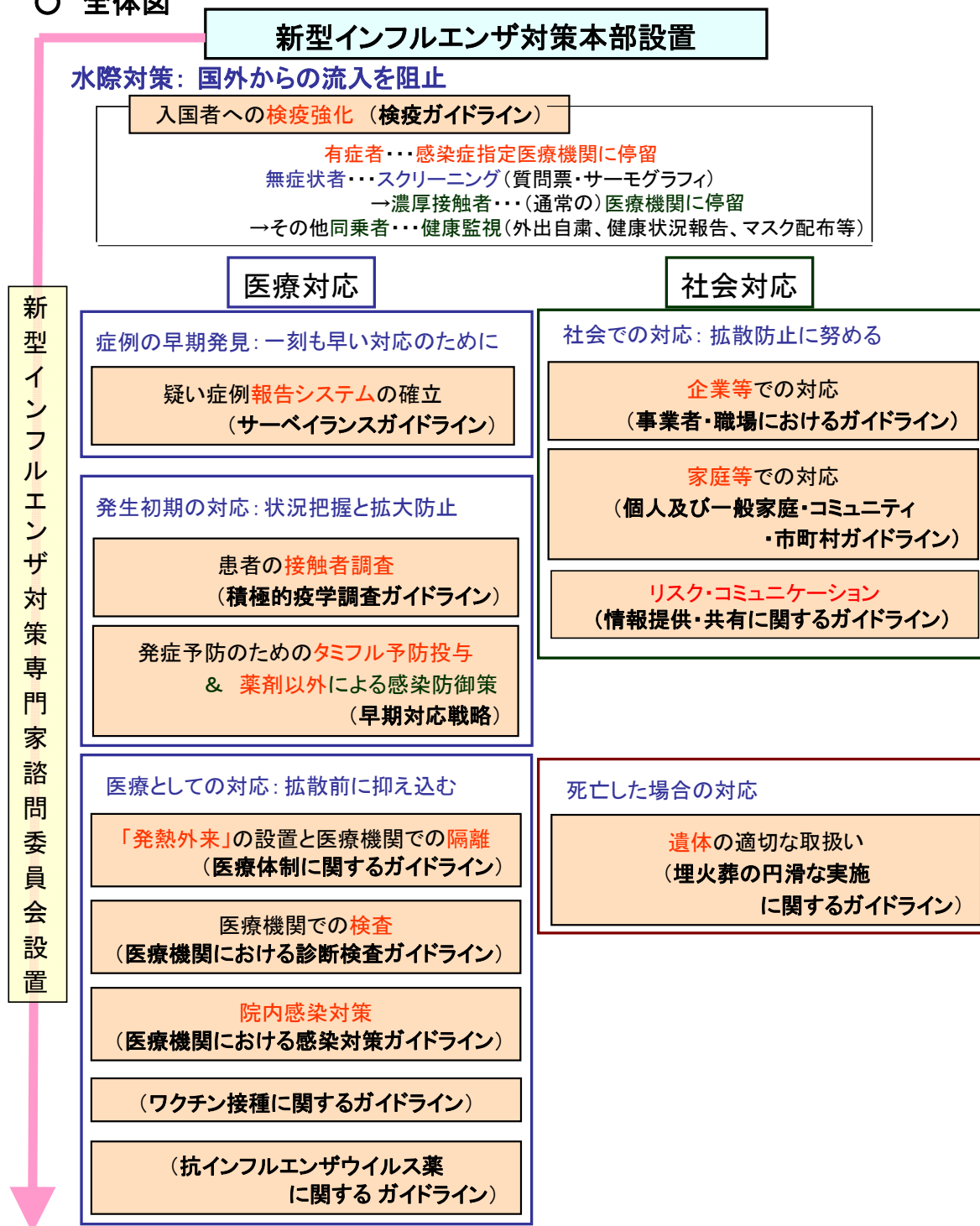
- ・作業班員は、職場内や車両で発症者の飛沫が付着しそうな箇所を消毒する。消毒後は、その職場や車両で勤務して差し支えない。

資料D 新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）〔抜粋〕²

・このガイドラインでは、国・地方公共団体等がフェーズ4以降に実施する新型インフルエンザ対策が記載されている。その中には消防機関に関する内容もあり、以下に抜粋・整理する。

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)

○ 全体図



² 厚生労働省が公表している新型インフルエンザ専門家会議「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」(平成19年3月26日)に基づき、消防庁で抜粋・整理した。
 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>)

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(抜粋)

1. 医療体制に関するガイドライン(抜粋)

◆(「4. 医療資材の確保について」)

・・・消防機関等は、PPE(个人防护具)や診断キットを備蓄しておく。

(cf. 医療施設等における感染対策ガイドライン、「鳥(H5N1)・新型インフルエンザ(フェーズ3～5)対策における患者との接触に関するPPE(个人防护具)について(国立感染症研究所))

◆(「7. 患者搬送及び移送について」)

(1) 患者搬送に必要な準備について

○ 感染症法第19条に基づく入院勧告のなされていない患者については、緊急性があれば消防機関による搬送が行われることとなるが、この場合であっても、消防機関においては、「医療施設における感染対策ガイドライン 6 患者搬送における感染対策」を参考に、**感染予防のため必要なPPE等の準備**を行う。

(2) パンデミック発生時における患者搬送体制について

○ パンデミック発生時に入院勧告を行われた患者が増加すると、都道府県による移送では対応しきれない状態が想定されるため、**都道府県は、事前に消防機関等関係機関と協議し、パンデミック発生時における患者の移送体制を確立**させる。

○ 新型インフルエンザの症状を有する者の数が増加した場合、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、**患者搬送を行う機関(都道府県及び消防機関等)と医療機関にあっては、積極的に情報共有等の連携**を行う。

○ 新型インフルエンザ患者等による救急車の要請が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、**不要不急の救急要請の自粛**や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の普及啓発を行い、**救急車の適正利用を推進**する。

2. 医療施設等における感染対策ガイドライン

◆(「5. 患者搬送における感染対策」)(概要)

新型インフルエンザ患者(疑わしい例も含む)から搬送の要請があった場合や、新型インフルエンザ患者を収容することが適切でない施設において新型インフルエンザ患者が発生した場合、あるいはそのような医療機関に患者が直接来院した場合などには、患者搬送が必要となる。・・(中略)・・搬送従事者は**標準予防策、接触感染・飛沫感染・空気感染を予防する策のすべてを実施し、搬送距離・時間をできるだけ短くすることが基本**である。

(1) 患者・・・サージカルマスクの着用等

(2) 搬送従事者・・・N95マスク・眼の防護具(フェイスシールドまたはゴーグル)・手袋・ガウンの着用(1回の搬送ごとに交換)、手指消毒、防護具の処理(感染性廃棄物として処理)

(3) 搬送に使用する車両など・・・運転者と乗員の部位と患者収容部分の隔離や病原体拡散の防止、清拭・消毒

(4) その他・・・患者家族の同乗禁止、搬送従事者の健康観察、感染性廃棄物の処理に関して関係機関と検討

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(抜粋)

3. 新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン

	プレパンデミックワクチン	パンデミックワクチン
接種準備開始時期	フェーズ4A宣言直後	フェーズ4以降、製造終了次第
対象者	医療従事者(救急隊員含む) 社会機能維持者等(※1)	全国民 (ただし、製造量に一定の限界がある場合は新型インフルエンザウイルスが成人に重傷者が多い場合か高齢者に多い場合か等により対象者を決定)
供給及び接種体制	各省庁・都道府県からの実施計画を受け、厚生労働省は接種対象者と順位を決定(フェーズ4A宣言後、正式に決定)。	厚生労働省はパンデミックワクチン製造中に新型インフルエンザウイルスの性質に基づき、接種対象者と順位を決定
接種方法	集団接種	
接種場所	保健所や保健センターなど(ただし、医療従事者は自らの医療機関にて接種可。社会機能維持者については、事業所内に診察が可能な施設を有する場合は当該事業所内での接種可)	

※1 社会機能維持者とは、①治安を維持する者(消防隊員含む)、②ライフラインを維持する者、③国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、④国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者、⑤ライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者

4. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

予防投与

- 早期対応戦略時及び、患者に濃厚接触した医療従事者等でワクチン未接種の者が十分な防御なく、暴露した場合に投与

投与方法

通常インフルエンザ治療

- 発症後48時間以降や、健常成人で新型インフルエンザの感染が考えにくいなどの場合は、投薬を控える

感染拡大時

- 発症後48時間以内の服用開始を原則とし、重症入院患者を優先

- 実際に流行するウイルスの性質によって、外来患者に対する投与の優先順位を検討
(①医療従事者(救急隊員含む)及び社会機能維持者(消防隊員含む)の外来患者、
②医学的ハイリスク群の外来患者、③小児、高齢者の外来患者、④成人の外来患者)

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(抜粋)

5. 事業者・職場におけるガイドライン(抜粋)

1. 新型インフルエンザとは (略)
2. 新型インフルエンザ発生前の準備
 - (1)、(2) (略)
 - (3) 新型インフルエンザ流行時の業務運営体制の検討
→ 従業員等が欠勤した場合に備えた業務運営体制について、検討を行い、必要に応じて対策を講じるべき。
 - (4) 従業員等への感染の予防のための事業者・職場の事前の措置

- 手洗いの励行
- 従業員等の感染予防策や健康状態の自己把握のための、健康教育の実施
- 従業員等の海外渡航情報を把握する仕組みを構築(外務省の渡航情報発出以降)
- 可能であれば、①在宅勤務、②重要でない会議、会合、研修等の中止又は延期、③電話会議やビデオ会議への変更、④ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用を可能な限り回避するなどの、感染拡大防止のための業務形態を採用

- (5) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄
→ マスク・手袋・石鹸及び手指消毒用アルコール

(6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

→ 検討・確認を行い、必要に応じて計画の策定を行うことが望まれる事項は次のとおり。

- 危機管理体制の確認
- 業務の継続に必要な機能、業務、設備及びその他リソースの検討
 - ・業務の継続のために必要な部署の特定及びこれらの部署に対する感染予防策の検討(従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)
 - ・業務の継続のために必要な業務及び交代・補助要員の確保の検討と当該従業員等の勤務態勢の検討(満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少、そのための食料、毛布等の備蓄等)
 - ・業務の継続に必要な機能における代替意志決定システムの検討
 - ・業務の継続のための代替設備の運転等の検討
- マスク等必要な物資の備蓄
- 職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認
- 上記及びその他業務継続のための対策の検討とこれに基づく従業員の訓練、必要に応じた対策の見直し

3. 国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応

- (1) 情報収集及び周知 (略)
- (2) 職場内での感染拡大予防のための措置
 - 新型インフルエンザに関する正確な情報伝達
 - 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起
 - 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないよう要請
 - 自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(抜粋)

5. 事業者・職場におけるガイドライン(抜粋)つづき

(「3. 国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応」つづき)

(4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等の情報収集
- 患者発生国・地域への渡航をできるだけ回避
- 発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行 ○ 「咳(せき)エチケット」の実行
- 従業員等に健康状態への留意を呼びかけ
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出自粛
- 不要不急の外出自粛

4. 国内で新型インフルエンザの感染がさらに拡大した時の対応

(1) 情報収集及び周知(略)

(2) 業務運営体制の検討

- 必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討
- 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請に対し協力するよう努める
- 保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める

(3) 事業所内での感染拡大予防のための措置

- 新型インフルエンザ発生前後から実施している措置を強化
- 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討
- 可能であれば、①在宅勤務、②重要でない会議、会合、研修等の中止又は延期、③電話会議やビデオ会議への変更、④ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用を可能な限り回避するなどの、感染拡大防止のための業務形態を採用

(4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等の情報収集
- 患者発生国・地域への渡航の回避 ○ マスク、うがい、手洗いを励行
- 「咳(せき)エチケット」の実行 ○ 従業員等に健康状態への留意を呼びかけ
- 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出自粛
- 不要不急の外出自粛

(5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

- 適切な情報収集と危機管理体制の発動
- 業務の維持に向けた業務、設備及びその他リソースの確保
 - ・業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施(従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)
 - ・業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施(満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等)
 - ・必要に応じた感染拡大時の代替意志決定システムの発動、代替設備の運転等
- 疑い例が確認された際の適切な対応
- 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

1